

宇治市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 6 月 28 日

宇治市監査委員

小	山	茂	樹
森		真	二
堀		明	人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成27年度建設部及び上下水道部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成28年2月2日から同年3月18日まで

第4 監査の概要

この監査は、建設部維持課、雨水対策課（上下水道部雨水対策課を含む。）施設建築課、住宅課における事務事業のうち、主として平成27年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

市営住宅使用料収入状況（住宅課）

賃借料支出状況（施設建築課）

補助金支出状況（維持課・住宅課）

委託料支出状況（維持課・雨水対策課・住宅課）

工事請負費支出状況（維持課・雨水対策課・住宅課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

- 1 維持課
特になし。
- 2 雨水対策課
特になし。
- 3 施設建築課
特になし。
- 4 住宅課
 - (1) 市営住宅使用料収入状況について
平成 24 年度の前回定期監査等において、市営住宅使用料の滞納繰越分に関して、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。
 - (2) 補助金支出状況について
前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
 - (3) 委託料支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
なお、前回定期監査において、単価契約に関して債務額確定前に支出負担行為を行っているものが見受けられたと指摘した点については、今回は該当する契約がなかった。